

施設使用における確認事項 [令和3年4月1日以後]

1. 入所について

- (1) 当施設での駐車場利用は、1団体5台までです。それを超える分については、荒神山公園第4駐車場に駐車をお願いします。また、大型バス(マイクロバス以上)は、子どもセンター前のバスロータリーで下車し徒歩で入所願います。
- (2) 当施設は2足制です。必ず上履きをご用意ください。
(指導者の方もご用意ください。施設スリッパの使用はお控えください。)
- (3) 入所は必ず1F昇降口(ピロティ)からお入りください。
- (4) 団体担当者は、来所後直ちに当施設事務室まで人数の報告および必要書類の提出をしてください。
(担当者の来所が遅れる場合は、代理の方でも結構です。)

2. 施設使用にあたっての諸注意

- (1) 当施設館内の電気容量の都合上、ドライヤー等電気製品の使用は禁止しております。
- (2) 利用団体の過失による備品・物品等の故障または破損については、団体の方で修繕、弁償していただきます。また、鼻血等で寝具を汚された場合も、クリーニング代等をご負担いただきますので予めご了解ください。
- (3) 布団のある部屋での飲食は禁止しております。
- (4) 1F昇降口(ピロティ)に設置している冷蔵庫は、玄関やホールなどの共用スペースと同様に複数の団体が共同で使用していただくものです。ゆずり合いと思いやりの気持ちを持って、互いに迷惑をかけないようにお願いします。
- (5) 2Fホールの遊具(カラム、オセロ等)は自由に使っていただいて結構ですが、必ず後始末・整理をしてください。
- (6) トイレのスリッパや上履きの整頓を心がけてください。
- (7) 備品貸出一覧表にあるものは無料で使用できますが、紙類・電池・蚊取り線香・ろうそくなど、一覧表にない消耗品は団体でご準備ください。※火気を伴う蚊取り線香・ろうそくは宿泊室で使用しないでください。
- (8) 敷地・施設内禁煙にご協力をお願いします。

3. 活動プログラムについて

●ウォークラリー	
服装および持ち物	長袖・長ズボン、帽子、軍手、汗拭きタオル、水筒、虫除けスプレー、雨合羽など。
指導について	ウォークラリーには各チェックポイントに立っていただく指導者(スタッフ)が最低4名以上必要になります。
●リバーボート	
乗船について	1艇につき必ず6名～8名でお願いします。また低学年以下の子どもが乗船する場合は、1艇につき1名以上の大人の方が一緒に乗船してください。
指導について	活動の指導は所員が行いますが、安全指導(陸上監視や水上監視)は利用団体でお願いします。また、ボートの準備をしていただく準備係としてスタッフが4名必要になります。(ボートの艇数により増減も可)
●焼き杉クラフト	
持ち物	必ず軍手(綿製)をご用意ください。
指導について	バーナーで板を焼く指導者(1～4名)、細かな材料を配布、管理する指導者(1～3名)が必要になります。

※事前にクラフト材料の種類をリクエストしていただく必要はありません。(当日所員が準備します)

各活動の詳しい内容については、「活動の手引き」をご参考ください。

4. 野外炊事について

- (1) 食材の持ち込みはお断ります。ただし、お茶等の飲み物や菓子類、米や調味料の持ち込みは可能です。
- (2) 野外炊事の注文については、「野外炊事注文書」でセットメニューをご注文いただくか、それ以外のメニューについては「食材注文書」でご注文ください。
- (3) 野外炊事に関わる用具・食器等は無料で貸し出しいたします。「備品使用申込書」で必要数をお申し込みください。ただし、茶葉・食器洗い用洗剤・ふきん・ゴミ袋(彦根市燃やすごみ指定専用袋【事業用】及び透明袋45ℓ)・マッチ(ライター)・軍手や、その他一覧表にないものは団体でご用意ください。(ゴミ袋は当施設事務室で販売しています。1枚15円)
- (4) パーベキューセット、焼きそばセットは食材を切った状態で、班分けして準備いたします。それ以外(カレー材料等)については、食材は切っていません。班分けは団体でお願いします。
- (5) 木炭など薪以外の燃料は、各団体でご用意ください。(薪は1束400円で販売しています)
- (6) 野外炊事時の飲酒は、原則として禁止しております。
- (7) 野外炊事中に出た生ゴミ、残飯、紙くず類は彦根市燃やすごみ指定専用袋【事業用】、ビニール袋、バックやラップ等のプラスチック類は透明袋 45ℓで受け付けます。その他、団体の方で持ち込まれたペットボトルや空き缶などは団体で持ち帰り、処分をお願いします。
- (8) 使用した薪や炭は灰になるまで燃やしきってから、所定場所への処分をお願いします。
- (9) 他団体と共同でクラフト棟などを使用する場合は、ゆずり合いと思いやりの気持ちを持って、互いに迷惑をかけないようにお願いします。

5. 食堂利用について

- (1) 食堂利用は、当施設が食堂食を提供する際の利用に限定しております。弁当等は食堂以外の場所でお召し上がりください。
- (2) 食前の手洗いの徹底をお願いします。
- (3) 食事準備は食事時間の10分前から行ってください。それより早く食堂へ入らないでください。
- (4) 食堂の利用時間は、食事開始から1時間とします。
- (5) 活動時間の延長等で食事開始時間が遅れる場合は、早めにその旨をご連絡ください。
- (6) 食器の後始末やゴミ・食べこぼしの始末は団体で責任をもって行ってください。

6. 料金精算について

- (1) 使用料とは、宿泊室使用料(宿泊料)、施設等使用料です。
諸実費とは、リネン費、食事代、薪代、クラフト代、ゴミ袋代、コピー代などです。
- (2) 【使用料】については、精算時に彦根市指定の納付書を渡しますので、利用後1か月以内に指定の納入場所でお振込みください。(指定以外の金融機関では振込手数料は支払者の負担となります)
- (3) 【諸実費】については、利用後1か月以内に当施設窓口でお支払いいただくか、または、指定管理者名義口座へお振込ください。(振込手数料は支払者の負担となります)

7. その他

- (1) 指導者の方で反省会をされる場合は、夜の打ち合わせまでに報告頂き、23時までを目安とし、後始末等にご協力ください。
- (2) 夜間は宿直警備の者だけになるため、夜の打合せ(使用当日の打合せ)の確認事項を遵守の上、団体同士迷惑をかけないようにお願いします。
- (3) 施設進入路の道幅は狭いため、車で通行される場合は安全運転にご留意ください。